

商標権	判決年月日	令和3年7月29日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和2年（行ケ）第10151号，同第10152号		
○ 原告の有する登録商標について，要証期間内における原告による商標の使用が認められるとして，商標登録取消審決を取り消した事例。				

（事件類型）審決（取消・成立）取消 （結論）審決取消

（関連条文）商標法50条1項

（関連する権利番号等）登録第4854197号，登録第5780372号

（審決）取消2020-300083号，取消2020-300084号

判 決 要 旨

1 被告は，原告の有する，①指定商品を第3類「せっけん類，香料類，化粧品，かつら装着用接着剤，つけづめ，つけまつ毛，つけまつ毛用接着剤，歯磨き，家庭用帯電防止剤，家庭用脱脂剤，さび除去剤，染み抜きベンジン，洗濯用柔軟剤，洗濯用でん粉のり，洗濯用漂白剤，洗濯用ふのり，つや出し剤，研磨紙，研磨布，研磨用砂，人造軽石，つや出し紙，つや出し布，靴クリーム，靴墨，塗料用剥離剤」とし，「DOLGES」の文字の下に「D」及び「S」を重ねるように組み合わせて円で囲んだ図形を表してなる本件商標1と，②指定商品を第3類「せっけん類，化粧品，香料，薫料，研磨紙，研磨布，研磨用砂，人造軽石，つや出し紙，つや出し布，つけづめ，つけまつ毛」とし，「D」及び「S」を重ねるように組み合わせて円で囲んだ図形の右に「D o l l y S k i n」の文字を横並びで表してなる本件商標2について，商標法50条1項に基づき不使用を理由として取り消すとの審決を求める各審判請求をし，本件商標1及び2について，商標登録を取り消すとの各審決がされた。本件は，上記各審決の取消訴訟である。

2 本判決は，関係証拠（原告本人尋問の結果を含む。）に基づいて，本件商標1及び2の商標権者である原告が，要証期間内に，本件商標1の指定商品のうち「化粧品」に含まれる「エクスパイアージュ」と称する「美容クリーム」について，本件商標1の使用（商標法2条3項2号〔商品の包装に標章を付したものの譲渡〕，8号〔広告に標章を付して頒布〕）をするとともに，本件商標2の指定商品のうち「化粧品」に含まれる「ドーリースキン」と称する「美容ミスト」について，本件商標2の使用（同項8号〔広告に標章を付して頒布〕）をしたものと認められると判断して，上記各審決を取り消した。